

様式第1 (第1条関係)

(別表1)

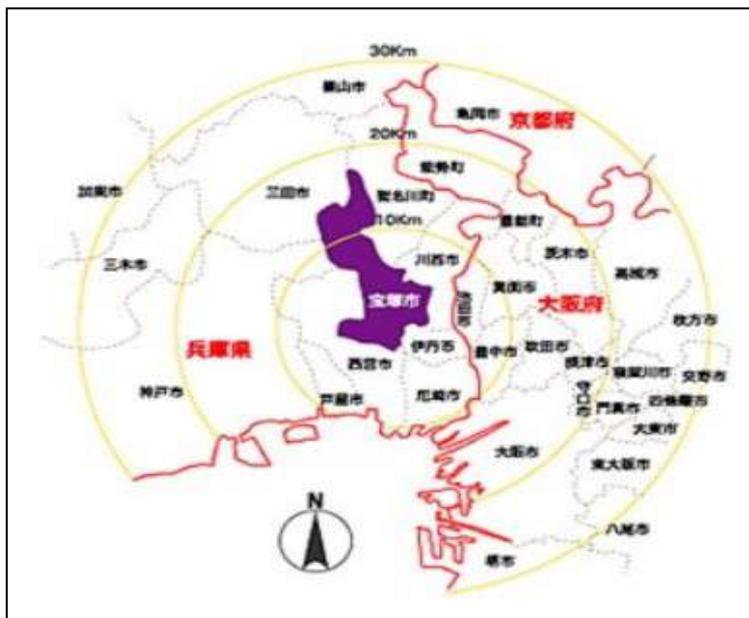
事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(地勢と自然条件)



宝塚市は兵庫県南東部に位置し、面積は101.89平方キロメートルあり、南北に細長く、住宅地が広がる南部市街地と、豊かな自然に囲まれた北部田園地域から成っている。南部市街地には武庫川が北から南へ流下しており、地形は武庫川により大きな影響を受けてきた。周囲は兵庫県の神戸市北区・西宮市・伊丹市・川西市・三田市・猪名川町と接している。

交通網はJR福知山線(宝塚・中山寺・武田尾の3駅)と、阪急宝塚本線(雲雀丘花屋敷・山本・中山観音・売布神社・清荒神の5駅)、阪急今津線(仁川・小林・逆瀬川・宝塚南口の4駅)の終点宝塚駅があり、大阪・神戸及び阪神地域の諸都市を結んでいる。東西に中国自動車道(宝塚IC)と新名神高速道路(宝塚北SA、宝塚北スマートIC)が通り、国道176号線が市の東西を横断し、南北には主要地方道尼崎宝塚線(42号線)と県道西宮宝塚線(114号線)が縦断し、市内の道路網も整備され、交通量も多い。阪急・阪神バス路線が市内各所を網羅し、市民の足となっている。

(水害:ハザードマップ)

宝塚市において、外水氾濫(破堤壊・越流)については、武庫川は歴史的にもしばしば氾濫を起こしており、武庫川沿いの低地は潜在的に危険性がある。また、内水氾濫については、宅地化や市街地化の進展に伴い河川流域全体の保水、遊水能力が低下する一方、排水量は増加するため、災害危険性のある地域は低地のみに止まらず、拡大する傾向にある。

近年、「集中豪雨」や「局地的大雨」による災害が注目されている。集中豪雨は、同じ場所に数時間にわたって大量の雨が降ることで、河川の氾濫や土砂災害を引き起こすことがあり、局地的大雨は、短時間に局地的に激しい雨を降らせることで、中小河川や下水道の急な増水やアンダーパスなどの低地の浸水を引き起こすことがあるため、注意が必要である。

対象河川	規模	雨量条件
武庫川水系：武庫川、仁川、小仁川、天王寺川、天神川、足洗川、勅使川、大堀川、逆瀬川、支多々川、亥の谷川、一後川、羽束川、波豆川、佐曾利川	1/100 年確率規模以上 (計画規模)	24 時間総雨量 247mm
	1/1000 年確率規模以上 (想定最大規模)	24 時間総雨量 511mm
淀川水系最明寺川	1/100 年確率規模以上 (計画規模)	9 時間総雨量 237mm
	1/1000 年確率規模以上 (想定最大規模)	9 時間総雨量 380mm

(土砂災害:ハザードマップ)

六甲山地は断層に支配された山地であり、多くの活断層やリニアメントによって破碎された地域となっている。また、深層風化の進んだ花崗岩地域であることも加わり、新旧多数の崩壊跡地やこれに対応する谷底沿いの崖錐堆積物が認められ、山地斜面における侵食作用が活発であることを示している。さらに、過去に大規模な崩壊を発生させたと考えられる斜面も点在し山麓部には崩壊・土石流堆積物が多量に分布する。

一方、摂丹山地は風化層のやや浅い流紋岩類から構成され、山地には侵食小起伏面起源の山頂緩斜面が広がり、武庫川の先行谷沿いでは明瞭な遷急線が発達している。また、谷底平野沿いには麓層面などの比較的古い時代の山麓緩斜面が点在する。このため、六甲山地は摂丹山地に比べると、豪雨時の新たな崩壊発生、土石流災害を招く危険性がかなり高い地域と判断され、活断層群の集中帯でもあることから、地震動による各種の災害も懸念されるところといえる。

なお、摂丹山地でも大原野南東側から安場池にかけての山麓部、武庫川・僧川・川下川沿いの急斜面などでは、豪雨時の土石流、斜面崩壊の危険性がやや高い傾向にある。

(地震:J-SHIS)

① 想定地震の設定

本市域に甚大な地震被害をもたらす可能性のある地震であり、防災拠点に甚大な被害が及ぶことを前提として地域防災計画を策定する観点から発生位置を設定することを要件として、以下のとおり、県内どこでも起こりうる断層(伏在断層)地震のうち、本市直下を震源とする内陸直下型地震を想定地震とした。

想定地震による被害想定上の前提条件		
想定した断層の諸元	断層の名称	想定される伏在断層
	地震のマグニチュード	6.9
	断層の長さ	17.0km
	断層上端の深さ	4.0km
	震源の位置	市役所直下

② 想定地震の被害の全体像

想定される伏在断層の地震により、市城南部の低地などで震度6強の揺れとなり、北部の山地部では震度6弱～5弱の揺れとなる。

市街地部で液状化が発生した場合、市域の全ての方面で、建物倒壊、火災、ライフライン被害、道路・河川管理施設・鉄道などの土木構造物被害、土砂崩れなどの被害事案のいずれか又はすべてが発生するものと想定される。

また、強風あるいは風向きなどにより、市街地部の建物密集地域で火災が発生した場合、延焼による被害が大きくなることが想定される。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。

また、令和元年度末に中国での発症が確認された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）においては、当市は令和3年度に発令された新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の解除後も、蔓延防止等重点措置区域に指定され、多くの事業者が多大な影響を受けた。

令和5年5月に5類感染症に位置づけられたが、引き続き兵庫県をはじめ関係機関等と連携しながら、その動向に注視し適切に対応していく。

(2) 商工業者の状況

令和5年3月31日現在 商工業者数 5,402社 小規模事業者数 3,598社

【 商工業者の内訳 】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
製造業	137	110	幹線道路沿い、高司地区等に位置している
卸売業・小売業	1,793	1,073	中心市街地・各駅ターミナル等に集積
建設業	456	434	市内に広く分布している
サービス業	2,863	1,857	市内に広く分布している
その他	153	124	
合計	5,402	3,598	

※令和3年経済センサス活動調査結果を改編、業種分類は日本産業分類大分類を基準に編集、卸売・小売業に宿泊業・飲食サービス業を含む

(3) これまでの取り組み

①当市の取組

防災訓練の実施
防災備品の備蓄、点検
感染症対策の注意喚起

②当初の取り組み

事業者BCPに関する国の施策の周知
兵庫県共済協同組合と連携した損害保険への加入促進
サイバーセキュリティーセミナーの実施
避難訓練の実施(ソリオ宝塚都市開発(株)主催)
新型コロナウイルス追跡システムの導入、テレワークの実施

II 課題

当市は、市街地が扇状に山地に囲まれ、武庫川や中小河川も多数あり、自然災害には無関心ではない

られない状況ではあるが、市民の間では、災害の少ない安全な地域ととらえる傾向が強い。

経営指導員等職員が、巡回や窓口でBCP策定に関し調査したところ、小規模事業者のBCP策定に対する関心度は低い状況にある。

また、当所でも、防災計画とBCPの違いを正しく理解し、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分ではない。加えて、緊急時における市内事業者の復旧・事業継続の支援について、具体的な体制やマニュアルが未整備となっており、早急に支援体制を構築する必要がある。

さらに、感染症対策では、管内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染症拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生用品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険加入の必要性などの周知が課題である。

サイバー攻撃対策では、システムにウィルス対策ソフトを導入、OS・ソフトウェアの更新、パスワードの適切な管理などの対策を周知する必要がある。

また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

Ⅲ 目標

(事業者対策)

管内小規模事業者に対し、事業継続を妨げる脅威を認識させ、事前対策の必要性を周知する。

小規模事業者がBCP策定に取り組むきっかけとするため、BCPセミナーを開催する。

BCP策定を目指す事業者には、必要に応じて専門家を交え、計画策定を支援する。

発災後の復旧費用や運転資金の必要性に備えるため、共催・保険制度の推進を行う。

(内部体制)

職員が、支援者向けのBCP策定セミナーを受講し、支援力を高める。

発災時における連絡体制を円滑に行うため、宝塚商工会議所と宝塚市との間における被害情報報告ルートを構築する。

発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また国内において感染者が発生した場合には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

○成果目標

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	セミナー開催 (回数)	策定目標 (事業者数)	
				BCP	事業継続力 強化計画
5,402	3,598	R6	1	4	4
		R7	1	4	4
		R8	1	5	5
		R9	1	5	5
		R10	1	6	6

※その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和6年4月1日～令和11年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

宝塚商工会議所と宝塚市の役割分担や体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

① 小規模事業者に対する災害リスクの周知

巡回訪問

ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災保証等の損害保険・共済加入等)について説明する。

また、自然災害以外の脅威(感染症、情報セキュリティ事故(サイバー攻撃対策)、サプライチェーンの途絶等)についても説明する。

まずは会員企業から行い、3年目から会員企業以外にも紹介していく。

広報ツールの活用

会報(商工会議所報:毎月発行)や市広報(広報たからづか:毎月発行)、ホームページ等を活用し、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

商工会議所職員による個別支援

管内小規模事業者に対し、事業者BCP(簡易な計画も含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について、随時、指導及び助言を行う。

専門家による集団指導・個別支援

BCPに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナー等を実施する。

②商工会議所自身の事業継続計画の作成

宝塚商工会議所は、令和6年1月までに事業継続計画を作成予定。

③関係団体等との連携

損害保険会社やBCP専門家に派遣を依頼し、管内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を行う。

関係機関への普及啓発ポスターの掲示依頼や、セミナー等を共催する。

④フォローアップ

管内小規模事業者のBCP策定等取組状況を、市内景気動向調査(年1回実施)の中で確認する。

宝塚商工会議所と宝塚市で年1回状況確認や改善点等について協議する。

⑤当該計画に係る訓練の実施

自然災害(震度7の地震)が発生したと仮定し、宝塚市との連携ルートの確認等を行う。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等の発災時には人命救助を最優先の上、下記の手順で管内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

① 応急対策の実施可否の確認

発災後 3 時間以内に職員の安否報告を行う。
 (SNS 等を活用し、安否情報や業務従事の可否、被害状況等を宝塚商工会議所と宝塚市で共有する。)
 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、会館内の消毒、職員の手洗い・うがい等を徹底する。

② 応急対策の方針決定

宝塚商工会議所と宝塚市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、自主的な判断により出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
 公共交通機関が不通の場合も上記と同様とする。
 職員全員が被災する等により応急対策が取れない場合の役割分担を決める。
 大まかな被害状況を確認し、3 日以内に情報共有する。

(被害規模の目安)

被害規模	被害の状況
大規模な被害がある	管内 10% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。 管内 1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	管内 1% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。 管内 0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	目立った被害の情報がない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

本計画により、宝塚商工会議所と宝塚市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

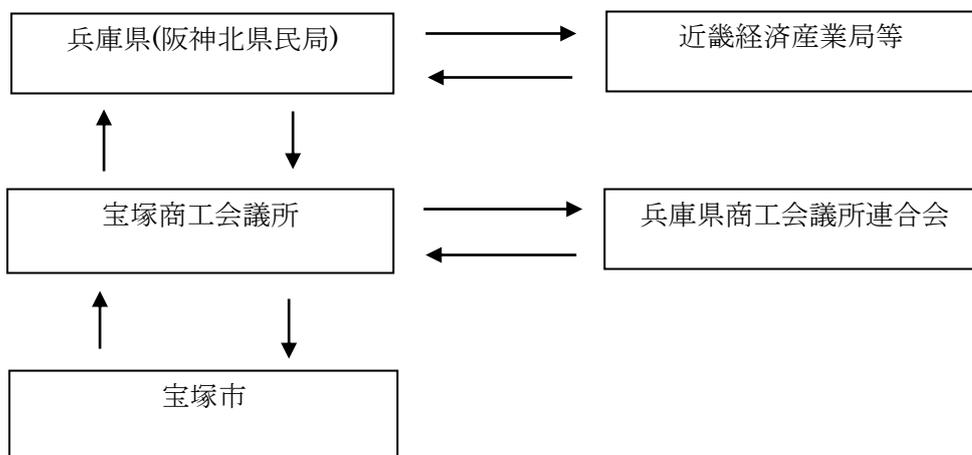
発災後～1 週間	1 日に 2 回共有する
1 週間～1 ヶ月	1 日に 1 回共有する
1 ヶ月以降	2 日に 1 回共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連携体制 >

自然災害等発生時に、管内小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

【具体的な仕組み】

被害状況の確認は宝塚商工会議所が主導で、主に会員事業所を中心に行う。
 事務局長指揮の下、被災した事業者と連絡、場合によっては訪問し、個別の被害状況を調査する。
 二次災害を防止するため、被災地域での活動を行う範囲について決めておく。
 当所と当市は被害状況の確認方法についてあらかじめ確認しておく。
 当所と当市が共有した情報を、兵庫県の指定する方法にて当所又は当市より県(窓口は県民局)へ報告する。
 感染症流行の場合、国や兵庫県等の情報や方針に基づき、当所と当市が共有した情報を兵庫県の指定する方法にて当所又は当市より県(窓口は県民局)へ報告する。同時に、兵庫県商工会議所連合会へも報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

相談窓口の開設方法について、宝塚商工会議所と宝塚市が協議の上決定する(当所が、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。

安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。

管内、小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。

応急時に有効な被災事業者施策(国、兵庫県、宝塚市等の施策)について、管内小規模事業者等へ周知する。

感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

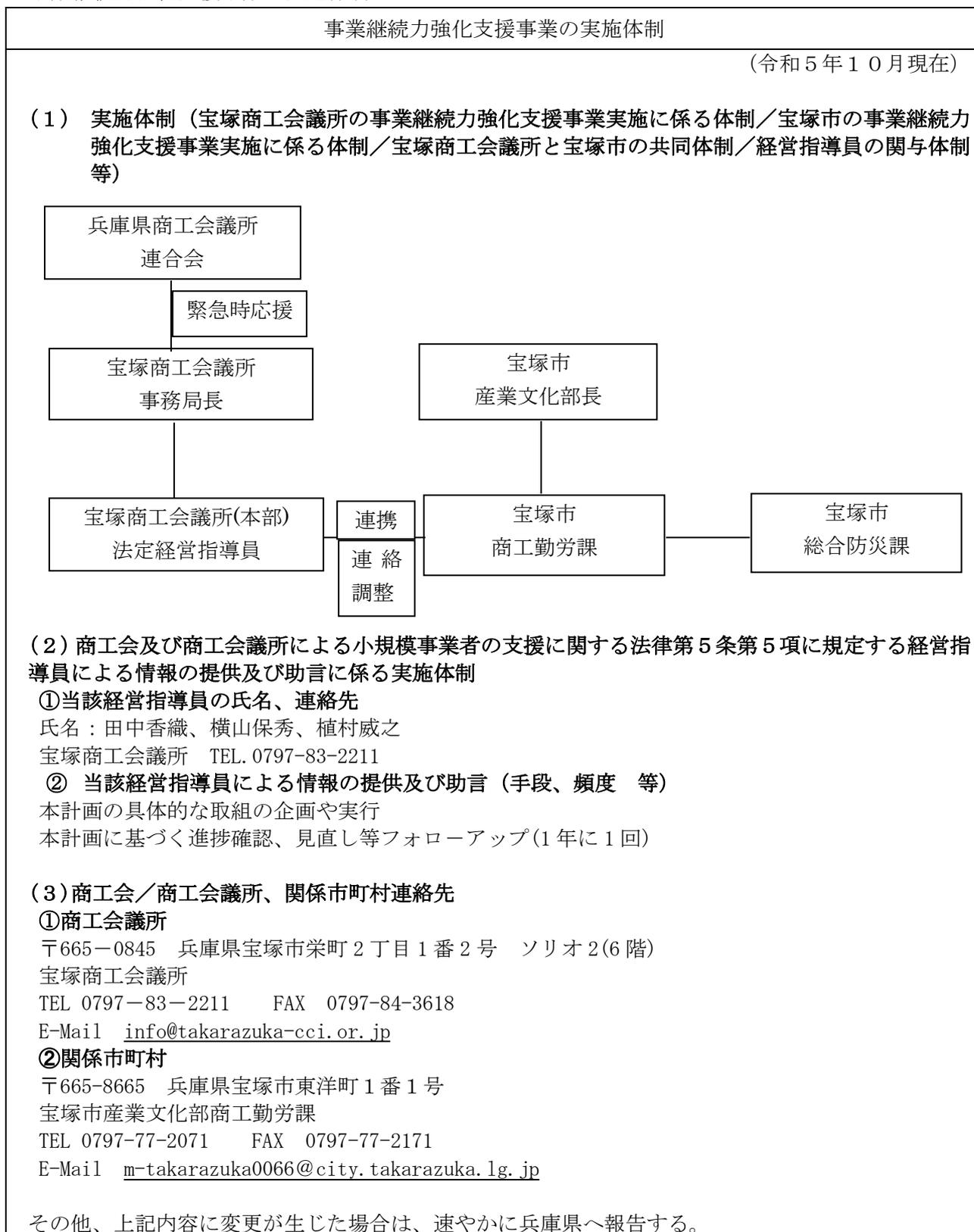
兵庫県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難場合には、他の地域からの応援派遣等を兵庫県・兵庫県商工会議所連合会等に相談する。

※その他、上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
必要な資金の額	210	210	310	310	410
セミナー開催費	60	60	60	60	60
専門家派遣費	100	100	200	200	300
パンフ、チラシ作成費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
兵庫県補助金、会費、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携して事業を実施する者の役割	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携体制図等	
①	
②	
③	